平成２５年（フ）第３０号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1973番地７
債務者　小野　澄枝
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５号
広島県庄原市川北町3135番地
債務者　高田　美香
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３号
群馬県前橋市東片貝町694番地７、住民票上の住所群馬県安中市原市３丁目６番19号
債務者　寺山　知紗（旧姓吉村・生方）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４７号
群馬県前橋市総社町桜が丘1045番地７　１―404号
債務者　堀野千枝実
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
群馬県伊勢崎市宮前町98番地　大手コーポ205
債務者　田中研二こと　タナカ　エジソン　ケンジ（ＴＡＮＡＫＡ　ＥＤＳＯＮ　ＫＥＮＤＩ）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町985番地の４
債務者　飯塚　弘樹
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７１６号
さいたま市北区別所町61番地10　千代の荘、旧住所さいたま市北区今羽町75番地１　ファミール大宮103
債務者　吉田　靖子（旧姓中條）
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
埼玉県熊谷市西野401番地４　日本食材社宅101
債務者　岡田　綾子
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８８号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目30番地７　メゾンフォンテーヌ102号
債務者　悦**越**　貴広
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９号
千葉県山武市殿台207番地２　ダイアパレス成東1210
債務者　河田せつ子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４７９号
静岡県御殿場市東田中553番地の１　グランメール御殿場205
債務者　谷口　初代
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
静岡県沼津市岡宮1350番地の４
債務者　安田　英子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
静岡県沼津市東椎路132番地の10　タウニイスズタカ201、前住所静岡県沼津市岡宮1211番地の２
債務者　鈴木　真弓
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
静岡県沼津市西沢田863番地の１　ハイツ沢田屋201
債務者　澤口　直樹
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
静岡県沼津市西沢田863番地の１　ハイツ沢田屋201
債務者　瀬戸しま江
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
高知県香南市野市町中ノ村1866番地
債務者　桑本　行雄
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４５号
高知県香南市野市町中ノ村1866番地
債務者　桑本　伸吾
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
高知地方裁判所破産係